

地方独立行政法人大阪市博物館機構会計監査人業務仕様書

1 名称

地方独立行政法人大阪市博物館機構会計監査人業務

2 業務の内容

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）の監査を実施し、法第34条第2項の規定に基づく意見（監査報告書）を作成する。

業務の詳細は次のとおりとする。

(1) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施

ア 監査計画の作成

イ 予備調査

ウ 期中監査

エ 期末監査

オ 意見（監査報告書）の作成

提出期限：毎年度6月の中旬で法人が指定する日

(2) 法人の理事及び監事並びに財務部門との連携業務

ア 監査計画についての説明・意見交換

イ 意見（監査報告書）についての説明・意見交換

ウ その他、監査業務に係る説明、報告及び情報交換等

(3) 法人の内部監査部門との情報交換等連携業務

(4) 法人の会計及び経営についての助言や相談対応

3 監査対象機関及び所在地

機関名	所在地
法人事務局	大阪府中央区大手前4丁目1番32号 大阪歴史博物館内
所管施設等	
大阪市立美術館	大阪市天王寺茶臼山1番82号
大阪市立自然史博物館	大阪市住吉区長居公園1番23号
大阪市東洋陶磁美術館	大阪市北区中之島1丁目1番26号
大阪市立科学館	大阪市北区中之島4丁目2番1号
大阪歴史博物館	大阪府中央区大手前4丁目1番32号
大阪中之島美術館準備室	大阪府福島区野田1丁目1番86号

※大阪中之島美術館については、令和3年度中開館予定。

4 業務実施体制

本監査業務は公認会計士等による監査チームを編成して実施する。当該チームの公認会計士を統括責任者(監査責任者)及び統括副責任者に指定する。統括責任者及び統括副責任者は本監査業務全般の管理を行う。

本監査業務を請け負った会計監査人は、契約締結後法人が指定する日までに統括責任者及び統括副責任者並びにチーム体制を報告しなければならない。

5 その他の留意事項

本監査業務を請け負った会計監査人は次の事項に留意しなければならない。

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例の趣旨に従い適正かつ厳格に行うこと。

(3) 守秘義務

本監査業務を請け負った会計監査人は、本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

当該義務は、契約期間終了後においても免除されない。また、本監査業務を担当した者が担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。

(4) 書類保管

関係書類は、法令に基づき整理に努め適切に保管すること。

法人から書類等の貸与を受ける場合は、預かり証を発行し、契約期間終了時まで返還すること。

(5) 特記仕様書の遵守

別紙の特記仕様書を遵守すること。